

地方消費税率引き上げ分における使途の明確化について

平成26年4月より、国と地方を合わせた消費税の税率が5%から8%に改正されました。また、令和元年10月1日より、8%から10%に改正されました。

これにより、本市の歳入である地方消費税交付金は増収となります。その増収分については地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

串間市では、令和6年度当初予算における消費税の税率改正に伴う増収分を216,982千円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	事業費	国県支出金	市債	その他	一般財源	充当額
社会福祉	重度心身障害者医療費対策事業	46,944	21,428			25,516
	障害者地域生活支援事業	37,240	17,184			20,056
	障害福祉サービス等給付事業	595,448	445,516			149,932
	養護老人ホーム入所者援護費	265,792			44,163	221,629
	児童扶養手当支給事業	86,405	28,746			57,659
	母子及び父子家庭等医療費助成事業	9,945	3,217			6,728
	子ども医療費助成事業	65,559	12,046			53,513
	教育・保育施設措置費	932,268	642,713		17,266	272,289
	生活保護費	360,538	277,275		1	83,262
	小計	2,400,139	1,448,125		61,430	890,584
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金（保険基盤安定）	142,090	106,567			35,523
	介護保険特別会計繰出金	446,305	31,209			415,096
	小計	588,395	137,776			450,619
保健衛生	感染症予防事業	36,861	808			36,053
	がん検診事業	16,975			16,900	75
	病院事業費	384,163				384,163
	小計	437,999	808		16,900	420,291
合計		3,426,533	1,586,709		78,330	1,761,494
						216,982